

令和元年度 下川淵公民館運営推進委員委嘱式及び第1回委員会

日時 令和元年7月8日(月)

午前10時から

会場 下川淵公民館 会議室

次 第

- 1 開会
- 2 あいさつ
- 3 委嘱状交付
- 4 委員自己紹介
- 5 第1回委員会
 - (1) 委員長、副委員長の選出
 - (2) 議事
 - ア 令和元年度下川淵公民館主催事業について
 - イ 下川淵地区コミュニティデザインについて
 - ウ その他
 - (3) 関係法令 ※参考資料
- 6 閉会

下川淵公民館運営推進委員名簿

令和元年7月1日現在

1 学校教育の関係者

No.	氏名	役職名	委嘱期間
1	須永 一弘	前橋市立第七中学校長	R1. 7. 1～ R3. 6. 30
2	金井 英男	前橋市立下川淵小学校長	R1. 7. 1～ R3. 6. 30

2 社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者、学識経験のある者

No.	氏名	役職名	委嘱期間	
3	峯岸 希一	下川淵地区自治会連合会長	R1. 7. 1～ R3. 6. 30	(新任)
4	青木 哲男	下川淵地区青少年健全育成会長	R1. 7. 1～ R3. 6. 30	(新任)
5	持田 泰良	下川淵地区社会福祉協議会長	R1. 7. 1～ R3. 6. 30	(新任)
6	久保田 光明	下川淵地区民生児童委員協議会長	R1. 7. 1～ R3. 6. 30	
7	小島 誠一郎	下川淵地区老人クラブ連合会長	R1. 7. 1～ R3. 6. 30	(新任)
8	根岸 輝治	下川淵地区生涯学習奨励員連絡協議会長	R1. 7. 1～ R3. 6. 30	
9	金井 俊夫	下川淵公民館自主グループ連絡協議会長	R1. 7. 1～ R3. 6. 30	
10	笠原 幸代	下川淵地区保健推進員会長	R1. 7. 1～ R3. 6. 30	(新任)

任期（委嘱期間） 令和元年7月1日～令和3年6月30日

※ただし、選出団体の任期終了により役員の変更が行われた場合には、その者の残任期間を委嘱期間とする。

令和元年度 下川淵公民館主催事業

1 子育て親子支援 *担当：笠原

(1) 子育てサロンと共催

ア 未定

日時＝2月13日(木) 10時～12時

対象＝子育てサロンにきた子だれでも

内容＝未定

講師＝未定

イ あそびとけいそく

日時＝2月27日(木) 10時～12時

対象＝子育てサロンにきた子だれでも

内容＝ふれあひあそびや、子の簡単な身体測定

講師＝市子育て支援課職員

(2) 上川淵・下川淵・東公民館合同ベビープログラム(全4回)

日時＝①8月20日②8月27日③9月3日④9月10日

毎週火曜日 10時～12時

対象＝2ヶ月～6ヶ月の子と保護者

内容＝自分の育児の喜びや困りごと、親としての迷いなどを話し合いながら、
これからの子育てに必要な知識を学ぶ

講師＝前橋市子育て支援課職員

(3) しもこうサロン(予定)

食をテーマとする全4回の講座

(4) その他(予定)

ア からだづくり

イ 講演会(英語教育について)

2 青少年体験・チャレンジ活動 *担当：戸嶋、石井、笠原

(1) 子ども体験教室【夏休み】

ア 陶芸教室

日時＝①7月25日(木) ②8月8日(木) ③8月22日(木)

10時～12時

対象＝小3～小6 16人

内容＝①成形②色付け③仕上げ・発表

講師＝下川淵陶芸クラブ会員

イ 科学教室

日時＝8月6日(火) 10時～12時

対象＝小1～小6 50人

内容＝おもしろサイエンスマジック バナナでくぎを打ちましょう？

講師＝特定非営利活動法人 小島昭研究所 理事長 小島昭

ウ 野外教室

日時＝7月30日（金）9時10分～16時20分

対象＝小3～小6 20人

行き先＝上毛新聞印刷センター、前橋市消防局、榛名酪連牛乳工場

協力者＝地域住民2人

エ 食育教室

日時＝8月21日（水）10時～13時

対象＝小3～小6 16人

献立＝パンケーキ、ポテトサラダ、スクランブルエッグ、ボイルソーセージ、
ミネストローネ風スープ、フルーツゼリー

講師＝前橋南高等学校料理研究部員

オ 読書感想文教室

日時＝8月4日（日）

対象＝小4～小6 15人

内容＝読書感想文作成の支援

講師＝地域の教員OB

(2) 下川淵地区子ども会育成団体連絡協議会と共催

インリーダー講習会

日時＝6月15日（土）9時～15時

参加者＝子ども26人

内容＝飯ごう炊飯・カレー作り・KYT講習・室内レクリエーション等

講師＝前橋市子ども会育成団体連絡協議会役員、ガールスカウト連盟役員

(3) その他

ア クリスマスコンサート

日時12月22日（日）

出演＝前橋南高校吹奏楽部

内容＝生徒たちの企画によるコンサート

イ 音楽と朗読の鑑賞 2月予定

3 生涯学習奨励員活動支援（自治会長との合同研修）＊担当：後藤

(1) 講演 未定（H30：幕府の運命、日本の運命～小栗上野介の日本改造～）

(2) 視察研修 未定（H30：八ッ場ダム、栗生楽泉園重監房資料館）

4 自主学習グループ活動支援 ＊担当：笠原

(1) 公開講座（年2回）

ア 講演「オリンピックをたのしもう！！」

日時＝7月10日（水）13時30分～3時

講師＝市スポーツ課職員

イ 未定

(2) 野外研修

日時＝10月11日（木）

行き先＝東京方面予定

(3) 自主グループ体験学習月間（H30：2月）

5 学びあい・人権・地域ふれあい 担当：戸嶋、石井、後藤、名雪

(1) 下川ぷちにんぎょう寄席2019（下川ぷちにんぎょう寄席実行委員会と共催）

日時＝4月14日（日）10時30分～13時

出演＝やまねこ座人形劇工房、人形劇サークル有志

内容＝人形劇ステージ、模擬店

(2) 下川淵地区老人クラブ連合会と共催

ア しめ縄づくり（老連役員が事前学習 → 子や孫の世代へ指導）

イ いきいき健康教室（講義、軽スポーツ）

ウ 相続・遺言について

エ 近代日本と世界の流れについて

エ 歴史と人権

(3) 人権啓発

ア 小中学生の標語作品を公民館報（12月～3月）に掲載

イ 人権に関する講座（上記(2)にあり）

ウ 図書館分館と連携して、人権週間に併せて人権特集図書コーナー設置

(4) 花と緑の講座（花結びの会と共催）

未定（H30：3月4日（月）春の花の寄せ植え講座）

(5) その他

ア 普通救命講習会

日時＝6月23日（日）13時30分～16時30分

参加者＝17人（申込み21人）

内容＝心配蘇生法、AED使用方法 etc.

講師＝前橋市南消防署救急隊員

イ 地域再発見～コストコ見学会～

日時＝7月2日（火）10時～11時30分

参加者＝26人（申込み25人）

内容＝企業の遠隔・概要説明、バックヤードの見学 etc.

講師＝コストコホールセール前橋倉庫店マーケティング部職員

ウ 下川淵ビブリオバトル

日時＝7月7日（日）10時～11時

参加者＝26人《発表者 6人、聴講者 20人》

内容＝知的書評合戦

協力＝前橋市立図書館下川淵分館

図書館分館に特設コーナーを設営し、読書習慣の啓発醸成を行った。

エ 火災予防講習会

日時＝9月7日（土）13時30分～15時

募集＝50人

内容＝住宅の火災予防対策、初期消火および起震車による地震の体験 etc.

講師＝前橋市南消防署職員、前橋市防災危機管理課職員

オ 初心者朝マラソンレッスン

日時＝第1回 7月7日（日）7時～8時30分

第2回 7月27日（土）7時～8時30分

第3回 8月10日（土）7時～8時30分

募集＝15人

内容＝初心者対象のマラソン教室

講師＝群馬TF

※ ミンダナオ子ども図書館「平和をつくる子どもたち」《協力事業》

日時＝4月27日（土）10時～11時30分

参加者＝54人

内容＝松居友館長の講演、子どもたちの歌と踊り etc.

主催＝おはなしの会もこもこ

○前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）「抜粋」

（運営審議会及び運営推進委員会）

第7条 法第29条第1項の規定に基づき、前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）を前橋市中央公民館に置く。

2 その他の公民館に前橋市公民館運営推進委員会を置くことができる。

○前橋市公民館運営推進委員会規則（昭和37年前橋市教育委員会規則第8号）「抜粋」

（目的）

第1条 この規則は、前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条第2項の規定により設置される前橋市公民館運営推進委員会（以下「推進委員会」という。）について定めることを目的とする。

（任務）

第2条 推進委員会は、公民館における各種事業の企画実施について調査審議し、公民館運営に協力するものとする。

（定数及び委嘱）

第3条 推進委員の定数は10人以内とし、社会教育法（昭和24年法律第207号）第30条に規定する者のうちから教育長に諮り、館長がこれを委嘱する。

（運営）

第4条 推進委員会の運営は、前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）の例によるものとする。

○前橋市公民館運営審議会規則（昭和30年前橋市教育委員会規則第27号）「抜粋」

（目的）

第1条 前橋市公民館条例（昭和30年前橋市条例第24号）第7条に規定する前橋市公民館運営審議会（以下「審議会」という。）は館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとし、本規則の定めるところにより運営する。

（役員）

第2条 審議会に次の役員を置く。

(1) 委員長 1名

(2) 副委員長 1名

2 役員を選出は、委員の互選による。

（役員の仕事）

第3条 委員長は、会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき、これを代理する。

3 委員長、副委員長共に事故あるときは、委員の中で最年長者がこれを代行する。

（専門委員会）

第4条 審議会は、必要により専門委員会を設けることができる。

2 専門委員は、委員長がこれを委嘱する。

（会議）

第5条 会議は、中央公民館長の要請により委員長がこれを招集する。

2 会議は委員の半数以上の出席をもって成立し、議事は出席委員の過半数をもって決する。

○社会教育法（昭和24年法律第207号）「抜粋」

（公民館運営審議会）

第29条 公民館に公民館運営審議会を置くことができる。

2 公民館運営審議会は、館長の諮問に応じ、公民館における各種の事業の企画実施につき調査審議するものとする。

第30条 市町村の設置する公民館にあつては、公民館運営審議会の委員は、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から、市町村の教育委員会が委嘱する。

2 前項の公民館運営審議会の委員の定数、任期その他必要な事項は、市町村の条例で定める。